

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、防災林整備、水源地域等保安林整備等の県の実施する治山事業に協力し、治山対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課、農林水産課）、県（みどり整備課）
--------	------------------------

1 現況

市内の民有林には、崩壊土砂流出危険地区 269 箇所、山腹崩壊危険地区 196 箇所の山地災害危険箇所がある。また、国有林には、崩壊土砂流出危険地区 2 箇所の山地災害危険箇所がある。

2 実施内容

（1）治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

① 市が実施する治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、補助治山事業として市が防災工事又は復旧工事を実施する。

② 県が実施する治山事業等

- ・ 山地治山総合対策事業
- ・ 予防治山事業
- ・ 水源地域等保安林整備事業
- ・ 森林荒廃地緊急整備事業
- ・ 緑のダム整備推進事業

（2）山地災害危険地の周知等

市は、県からの山地災害危険地に関する情報提供に基づき、地域防災計画等への登載やハザードマップの作成及び住民等への提供に努めるとともに、関係機関と連携・協力し、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、防災意識の向上に努め、山地災害の未然の防止を図る。

（3）要配慮者関連施設対策

県は、要介護高齢者や障害者等の要配慮者関連施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地に関する情報を施設管理者に提供、周知し、山地災害の未然の防止を図る。

【参考資料 3－14 山腹崩壊危険地区】

【参考資料 3－15 崩壊土砂流出危険地区】

第2節 砂防対策計画

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の早期指定など総合的な土砂災害対策を県とともに推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課）、県（河川砂防課）
--------	---------------------

1 現況

（1）砂防事業

市内には、土石流危険渓流が 346 箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

（2）急傾斜地崩壊対策事業

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が 163 箇所あり、その内訳は、自然がけ 130 箇所、人工がけ 33 箇所となっている。

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を実施している。

（3）地すべり対策事業

市内には、地すべり危険箇所が 6 箇所あり、危険度の高いところから、地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施することとしている。

2 実施内容

（1）防災工事の実施

県は、土砂災害危険箇所における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

- ① 砂防事業
- ② 急傾斜地崩壊対策事業
- ③ 地すべり対策事業

（2）土砂災害危険箇所の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を積極的に指定し、指定地内における開発等の行為に対し適正な管理を行う。

（3）総合的な土砂災害対策

① 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所の周知

市は、県からの土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に関する情報提供に基づき、地域防災計画等に登載するとともに、県と協力して、現地への表示板の設置や広報活動等を行い、住民等への周知を行う。

② 警戒避難体制の確立

市は、次の内容を踏まえて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を図る。

- ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- イ 適切な避難方法の周知（避難勧告等の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等）

- ウ 避難行動要支援者への支援体制の整備
- エ 適切な避難所及び避難経路の選定、周知、運営
- オ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
- カ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）

③ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、雨量などの土砂災害関連情報を提供するための砂防情報システムの整備等を推進するとともに、ホームページ等により市及び住民へ警戒情報等を配信する。

市は、県の砂防情報システムを補完するシステムの整備等を推進するとともに、ホームページ等により住民に警戒情報等を配信する。

市及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

市は、土砂災害に関する避難勧告等を発令した場合、防災行政無線、音声告知放送、CATV、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール、広報車、電話等により住民に情報伝達する。

④ 土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方気象台と共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まった時に、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市へ情報の提供を行う。

⑤ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

県は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

市は、土砂災害警戒区域等が指定された場合、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

⑥ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施等

県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を市に通知し、あわせて住民に周知する。

（４）要配慮者関連施設対策

県は、土砂災害危険箇所等に立地している要介護高齢者や障害者等の要配慮者関連施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、市は、県等関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。

市は、土砂災害警戒区域内に要介護高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設がある場合、土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップをその施設の管理者等に提供・周知する。

また、市は、土砂災害警戒情報を受信した場合や避難勧告等を発令した場合は、要配慮者関連施設の管理者等に、電話や防災行政無線等を用いて情報を伝達する。

（５）砂防ボランティア

県は、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険個所の点検等を行う砂防ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

【参考資料 3－7 急傾斜地崩壊危険箇所】

【参考資料 3－8 土石流危険溪流】

【参考資料 3－9 地すべり危険箇所】

【参考資料 3－10 土砂災害警戒区域】

【参考資料 3－11 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設】

【参考資料 12－3 避難勧告等の判断基準】

第3節 河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課）、県（河川砂防課）
--------	---------------------

1 現況

一級河川、二級河川は県が管理し、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理しており、これらの河川のうち、水防上危険度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

2 実施内容

（1）河川工事の実施

河川管理者は、河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点の整備を推進する。

① 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

② 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行うとともに、上流ダム群等の建設により洪水調整を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

③ 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。また、運営に当たっては、長寿命化計画の作成、実施等による適切な維持管理に努める。

④ 情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメーター雨量計、水位計などの観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進する。

市は、県の土砂災害情報システムを補完するシステムの整備等を推進する

（2）水災防止対策の実施

市は、浸水想定区域の指定（水位周知河川の指定）があったときは、洪水ハザードマップの配布等の事前情報の提供や災害時の情報共有化により水災防止対策を推進する。

① 水位情報周知河川の指定

県は、洪水により相当な被害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

本市においては、津田川及び鴨部川が水位情報周知河川に指定されている。

② 水防警報河川の指定

県は、洪水により相当な被害が生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

本市においては、津田川及び鴨部川が水防警報河川に指定されている。

③ 浸水想定区域の指定

県は、特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川整備計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定し、その指定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市に通知する。

④ 浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、その内容を住民に周知する。また、浸水想定区域内に地下街等又は主として要介護高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、地域防災計画にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の利用者に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

⑤ 洪水ハザードマップの作成

市は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水・氾濫等の情報に、避難場所、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記した洪水ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を図る。

【参考資料 3－1 河川重要水防区域】

【参考資料 3－2 浸水想定区域図（津田川水系津田川）】

【参考資料 3－3 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）】

【参考資料 3－4 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設】

【参考資料 3－1 2 高堰堤】

【参考資料 3－1 3 主要水門】

第4節 海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、海岸管理者が実施する高潮対策事業、浸水対策事業等の海岸保全事業等により、市域の保全を図る。

主な実施機関	市（農林水産課、土地改良課、建設課）、県（土地改良課、水産課、河川砂防課、港湾課）
--------	---

1 現況

市内には、瀬戸内海に面した海岸線があり、国土交通省及び農林水産省が所管しており、順次高潮対策事業等が実施されている。

2 実施内容

（1）高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等の被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

（2）侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

（3）補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

（4）海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

（5）高潮ハザードマップの作成

市は、高潮時の避難に必要な事項を住民に周知するため、浸水等の情報に、避難場所、避難路の位置、情報入手方法などを具体的に表記した高潮ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を図る。

【参考資料 3－5 海岸・港湾・漁港重要水防区域】

第5節 ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備等を実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

主な実施機関	市（土地改良課）、土地改良区、県（土地改良課）
--------	-------------------------

1 現況

市内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

2 実施内容

（1）ため池等整備事業

市、土地改良区及び県等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

（2）その他防災事業

県は、急傾斜地で農地の侵食・崩壊の危険がある箇所においては農地保全整備事業を、地すべり指定地域においては地すべり防止事業を行う。

（3）ため池ハザードマップの作成、普及啓発

市は、県の支援を受け、決壊した場合に甚大な被害が想定される大規模ため池を中心に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所、避難経路を示すハザードマップの作成、普及啓発を図るものとする。

【参考資料 3－6 ため池重要水防区域】

第6節 都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

主な実施機関	市（都市計画課）、県（都市計画課、建築指導課、住宅課）
--------	-----------------------------

1 都市施設の整備促進

（1）土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（2）街路の整備

市、県等は、都市計画道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（3）公園緑地の整備

市、県等は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難地及び被災者の収容地としての機能を確保する。

2 都市防災対策の推進

（1）都市計画における防災対策の位置付け

市及び県は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（2）防火地域、準防火地域の指定

市は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を防火地域、準防火地域に指定することに努め、建築材料、構造等の制限を行う。

（3）市街地再開発事業

市、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

（4）住宅地区改良事業

市は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

（5）宅地造成等の規制

県等は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

（6）地区計画による防災まちづくり

市は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

（7）住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

第7節 建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、一般建築物の防災指導等を行い、建築物等の安全確保を図る。

主な実施機関	市（総務課、都市計画課、建設課）、県（建築指導課）
--------	---------------------------

1 防災知識の普及

市及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。

不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努める。

2 特殊建築物の防災指導

県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

3 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

4 がけ地近接等の危険住宅の移転の促進

市及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

5 落下物等の防止対策

県は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散、落下防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

住民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第8節 海上災害予防計画

海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生、船舶からの油もしくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課）、県（危機管理課、環境管理課、廃棄物対策課、土地改良課、水産課、土木監理課、河川砂防課、港湾課）、消防本部、警察、高松海上保安部、四国地方整備局
--------	--

1 海上交通の安全確保

高松海上保安部は、海上交通の安全確保のため、次の措置を講じる。

- （１）水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。
- （２）港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。
- （３）航路標識の整備を行う。

2 資機材の整備等

高松海上保安部、警察、市、関係事業者等は、搜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材、救助用資機材の整備に努める。また、搜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

3 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

高松海上保安部、県、市、関係事業者等は、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

4 防災訓練の実施

高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、相互に連携して、大規模海難や大量の油又は有害液体物質の流出を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 海上災害防止思想の普及等

- （１）高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- （２）市及び県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

6 海ごみ対策

市、県、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連絡体制や回収、処理体制の整備を図る。

【参考資料 1 3 - 1 香川地区大量排出油等防除協議会】

【参考資料 1 3 - 2 備讃海域排出油等防除協議会連合会】

第9節 航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害の防止、被害の軽減を図るために、必要な予防対策を推進する。

主な実施機関	市（総務課）、消防本部、警察、高松空港事務所
--------	------------------------

1 防災体制の整備

高松空港事務所は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な消火救難活動が行えるよう、空港内関係機関で構成する消火救難組織の充実強化を図る。また、関係機関との間で、消火救難活動、医療救護活動等に関する協定を結び、それに基づき応援協力体制の充実強化を図る。

2 資機材の整備等

高松空港事務所、警察、市等は、搜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

- ・ 搜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等
- ・ 救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材
- ・ 化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材
- ・ 応急救護用医薬品、医療資機材

3 防災訓練の実施

高松空港事務所は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模航空災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 10 節 鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、鉄道事業者は、安全施設の整備、防災体制の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	四国運輸局、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
--------	-----------------------------

1 概 要

本市には、四国旅客鉄道株式会社の高徳線と高松琴平電気鉄道株式会社の長尾線、志度線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

2 安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

3 安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全施設の整備を図る。

4 防災体制の整備

鉄道事業者は、災害発生時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。また、災害発生時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

5 防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 1 1 節 道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通確保のために、道路管理者は、道路施設等の整備、協力体制の確立等を図る。

主な実施機関	市（建設課）、県（道路課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路（株）
--------	-------------------------------------

1 概 要

本市には、高速自動車国道、一般国道、県道、市道があり、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を実施している。

2 道路施設等の整備

道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

- （１）道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
- （２）落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
- （３）覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
- （４）道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強、整備を行うとともに、電線共同溝等の整備に努める。
- （５）道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努める。
- （６）危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
- （７）冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

3 協力体制の確立

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立を図る。

4 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

5 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

【参考資料 1 1 - 5 異常気象時における道路通行規制基準】

【参考資料 1 1 - 6 異常気象時道路通行規制箇所図】

第 1 2 節 原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

主な実施機関	市（総務課、秘書広報課、地域情報課、管財課、生活環境課、農林水産課、商工観光課、福祉総務課、国保・健康課、長寿障害福祉課、介護保険課、水道課、下水道課、教育委員会事務局、市民病院）、消防本部、 県（水資源対策課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、みどり整備課、廃棄物対策課、健康福祉総務課、医務国保課、 薬務感染症対策課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、農業経営課、 農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、水道局、 病院局、教育委員会）、警察、原子力事業者（四国電力㈱、中国電力㈱）、防災関係機関
--------	--

1 概 要

本市に最も近い原子力発電所は、島根県にある島根原子力発電所であり、市境から約170 k mの位置にある。次に近い原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所であり、市境から約180 k mの位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、国、県、警察本部、原子力事業者、報道機関等との間において、原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

市、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、市及び県は、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング体制の整備

（1）平時における環境放射線モニタリングの実施

県は、平時から、環境中の放射性物質又は放射線についてのモニタリングを実施し、県内の環境を把握するとともに、原子力発電所の事故等の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

(2) 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

県は、国、市等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

(3) 環境放射線モニタリング機材の整備

県は、平時及び緊急時の環境中の放射性物質又は放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング機材を整備する。

(4) 環境放射線モニタリング結果の公表

県は、ホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

4 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

(1) 検査体制の整備

県は、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査機材を整備するとともに、検査体制の整備を図る。

(2) 連絡体制の整備

市、県、水道事業者、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

5 緊急時の保健医療体制の整備

市は、県、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

6 知識の普及・啓発

市は、県、原子力事業者と連携し、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

第 1 3 節 危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の強化等を図る。

主な実施機関	市（総務課）、消防本部、県（危機管理課、薬務感染症対策課）、香川労働局、中国四国産業保安監督部四国支部
--------	---

1 概 要

本市には、消防法に基づく危険物施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス関係事業所、火薬類取締法に基づく火薬類関係営業者、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物営業者があり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の安全性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。

2 施設の安全性の確保

市、県、香川労働局及び中国四国産業保安監督部四国支部は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- （１）危険物関係施設等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。
- （２）事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。
- （３）事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図る。

3 資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努める。また、事業所に対して、化学消化薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災知識の普及

市及び県は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

【参考資料 4－1 危険物施設】

【参考資料 4－2 高圧ガス関係事業所】

【参考資料 4－3 火薬類関係事業所】

【参考資料 4－4 毒物劇物営業者】

第 1 4 節 大規模火災予防計画

火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課、都市計画課、土地改良課）、消防団、消防本部、 県（危機管理課）
--------	--

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

市及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

- （１）多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- （２）高層建築物等について、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- （３）高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

3 消火活動体制の整備

市は、大規模な火災に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市及び県は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して、大規模な火災の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

- 【参考資料 2－2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2－3 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2－29 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）】
- 【参考資料 2－30 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）】
- 【参考資料 6－1 大川広域消防本部現勢】
- 【参考資料 6－2 消防団現勢】
- 【参考資料 6－3 消防水利の現況】
- 【参考資料 6－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】
- 【参考資料 6－7 大川広域消防本部資機材保有状況】
- 【参考資料 14－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】
- 【参考資料 14－2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

第 15 節 林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

主な実施機関	市（総務課、農林水産課）、消防本部、県（危機管理課、みどり整備課）、四国森林管理局（香川森林管理事務所）
--------	--

1 消防施設等の整備

市及び県は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- （１）防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- （２）林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- （３）防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

2 協力体制の整備

林野火災の予防、消火活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互協力によることが多いため、市は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

3 森林所有（管理）者に対する指導

市は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに対しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

4 防災訓練の実施

市及び県は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ活動体制等の改善を行う。

5 防災意識の啓発

市及び県は、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

【参考資料 2－2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）】

【参考資料 2－3 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）】

【参考資料 2－29 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）】

【参考資料 2－30 香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）】

【参考資料 6－1 大川広域消防本部現勢】

【参考資料 6－2 消防団現勢】

【参考資料 6－3 消防水利の現況】

【参考資料 6－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

【参考資料 6－7 大川広域消防本部資機材保有状況】

【参考資料 1 4－1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】

【参考資料 1 4－2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】

第 16 節 農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

主な実施機関	市（農林水産課）、県（みどり整備課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課）
--------	--

1 農作物対策

市及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

2 園芸等施設対策

市及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努める。

3 畜産業対策

市及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

4 林業対策

市及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

5 水産業対策

市及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。

第 17 節 ライフライン等災害予防計画

災害による電気、電話、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、各施設に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

主な実施機関	市（水道課、下水道課、地域情報課）、県（水道局）、四国地方整備局、中国四国産業保安監督部四国支部、（独）水資源機構、四国電力㈱、NTT西日本㈱香川支店、NTTドコモ四国㈱、KDDI ㈱四国支店
--------	--

1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の 2 回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

3 水道施設

市及び県は、地形、地盤及び重要度を考慮し耐震構造の施設整備を行い、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、配水池への緊急遮断弁の設置等による応急給水用水の確保、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

4 下水道施設

市は、下水道施設の耐震診断を実施し、施設の重要度、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策工事等を実施するとともに、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

5 CATV施設

市は、災害時における配信を確保するため、設備を強固にし、信頼性の高い設備の設計・設置を図るとともに、重要な配線の 2 回線化などバックアップ体制の整備を図る。また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図る。

【参考資料 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）】

【参考資料 2－27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）】

【参考資料 2－28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）】

第 18 節 防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

主な実施機関	市（総務課、地域情報課）、消防本部、県（危機管理課、道路課、河川砂防課、港湾課、水道局）、警察本部、四国地方整備局、高松海上保安部、高松地方気象台、NTTドコモ四国㈱、KDDI ㈱四国支店
--------	--

1 気象観測施設等

市、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

【参考資料 5－1 雨量観測所】

【参考資料 5－2 水位観測所】

【参考資料 5－3 潮位観測所】

【参考資料 5－4 風向風速観測所】

【参考資料 5－5 海象観測所】

2 水防施設等

市及び県は、重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

【参考資料 6－5 水防倉庫等一覧】

3 消防施設等

（１）市は、大川広域消防本部と連携して、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

（２）市は、大川広域消防本部と連携して、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

（３）市は、大川広域消防本部と連携して、消防救急無線のデジタル化を推進し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。

【参考資料 6－1 大川広域消防本部現勢】

【参考資料 6－2 消防団現勢】

【参考資料 6－3 消防水利の現況】

【参考資料 6－4 消防無線通信施設・火災通報施設の現況】

【参考資料 6－7 大川広域消防本部資機材保有状況】

4 通信施設等

(1) 市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

- ① 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
- ② 情報通信施設の災害に対する安全性の確保、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
- ③ 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は72時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
- ④ 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信確保に関する対策の推進を図る。
- ⑤ 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
- ⑥ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
- ⑦ 災害時に有効な、携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- ⑧ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- ⑨ 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

(2) 市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線やCATV等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

【参考資料 7-1 さぬき市防災行政無線通信施設】

【参考資料 7-2 さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧】

【参考資料 7-3 さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧】

【参考資料 7-4 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）】

【参考資料 7-5 香川県防災情報システム】

5 広域防災拠点等

市は、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には市内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。

また、市庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

6 その他施設等

道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧を行うため、必要な資機材を備蓄する。

【参考資料 6－6 防災資機材保有状況】

【参考資料 6－8 香川県防災資機材保有状況】

【参考資料 6－9 香川県防災資機材運用要綱】

第 19 節 防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者等との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

主な実施機関	市（総務課）、県（危機管理課）、防災関係機関
--------	------------------------

1 職員の体制

- (1) 市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。特に、初動期の体制強化を図るため、初動期の災害応急対策に必要不可欠な職員については、待機宿舍の確保、居住地の考慮など参集を容易にするための措置を検討する。また、必要に応じて、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- (2) 市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

2 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努める。
- (2) 市は、近隣市町及び県内市町と消防の応援協定を締結し、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- (3) 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (4) 市及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制の整備に努める。
- (5) 市は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難ができる体制を整備するものとする。
- (6) 県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のための県職員の市町への派遣など必要な措置について検討する。

- (7) 市、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

3 民間事業者との連携

市及び県は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4 防災中枢機能等の確保、充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び、浸水対策等の強化及び非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努める。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転や公用車輛等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達の確保を図る。

5 基幹情報システムの機能確保

市は、行政データのバックアップなど自らが管理する情報システムの安全対策を実施する。また、情報システム基盤（各種情報システムが稼働する基盤となるサーバ、ネットワーク機器、通信回線等）が被害を受けた場合においても、できるだけ早急に復旧させるため、職員の動員体制を整備するとともに、あらかじめ具体的な行動計画等を定めておくものとする。

6 広域防災活動体制の整備

市及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

7 複合災害への対応

- (1) 市、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- (2) 市、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて

災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

- 【参考資料 2-1 災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-2 香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-3 香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）】
- 【参考資料 2-4 災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）】
- 【参考資料 2-8 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）】
- 【参考資料 2-9 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）】
- 【参考資料 2-13 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）】
- 【参考資料 2-24 災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）】
- 【参考資料 2-25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）】
- 【参考資料 2-26 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）】
- 【参考資料 2-27 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）】
- 【参考資料 2-29 広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）】
- 【参考資料 14-1 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等】
- 【参考資料 14-2 防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場】
- 【参考資料 15-6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

第20節 医療救護体制整備計画

災害時において迅速な医療活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、医薬品等の確保など医療救護体制の整備を図る。

主な実施機関	市（国保・健康課、市民病院）、県（医務国保課、薬務感染症対策課）、 (独)国立病院機構、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 初期医療体制の整備

- (1) 市は、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制の確立を図る。
- (2) 関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。
- (3) 市は、市域において災害時に上記(1)、(2)が十分効力を発するよう市医療救護計画を別に定めるものとする。

2 後方医療体制等の整備

- (1) 市及び県は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

【大川地区の広域救護病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521
2	県立白鳥病院	150	東かがわ市松原963	0879-25-4154

- (2) DMAT指定病院・災害拠点病院に指定された医療機関は、県に協力して病院の施設、設備の充実に努める。

【DMAT指定病院・災害拠点病院】

No.	施設名	病床数	所在地	電話番号
1	さぬき市民病院	179	さぬき市寒川町石田東甲387-1	0879-43-2521

3 医薬品等の確保

市は、県と協力して、さぬき市民病院に救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、調達、供給等の体制の整備を図る。

4 広域的医療体制の整備

市は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、他市町又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について検討する。

5 ライフラインの確保

市及び県は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

- 【参考資料 2－5 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）】
- 【参考資料 2－6 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）】
- 【参考資料 2－7 災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）】
- 【参考資料 2－25 災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）】
- 【参考資料 2－28 災害時の協力に関する協定書（四国電力）】
- 【参考資料 8－1 香川県医療救護計画】
- 【参考資料 8－2 大災害時の医療救護体制】
- 【参考資料 8－3 標準備蓄医薬品等一覧】
- 【参考資料 8－4 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図】
- 【参考資料 8－5 災害時の血液の確保系統図】
- 【参考資料 8－6 東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル】

第 2 1 節 緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

主な実施機関	市（総務課、建設課）、県（危機管理課、道路課、港湾課）、警察、四国地方整備局、西日本高速道路㈱
--------	---

1 緊急輸送路の指定等

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定するものとする。

市及び県は、県が指定した緊急輸送路の周知に努めるとともに、それぞれが管理する施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し施設を適切に管理するものとする。

（１）道路

- ① 第１次輸送確保路線：広域的な輸送に必要な主要幹線道路
- ② 第２次輸送確保路線：市役所等の主要な防災拠点と接続する幹線道路
- ③ 第３次輸送確保路線：第１次・第２次輸送確保路線を補完する道路

県が指定した緊急輸送路のうち市内を通る路線は、次の通りである。

【市内の輸送確保路線】

種 別	路線名	市内の区間
第 1 次 輸 送 確 保 路 線	四国横断自動車道	さぬき市津田町鶴羽～東かがわ市境
	一般国道 1 1 号高松東道路	三木町境～さぬき市津田町鶴羽
	国道 1 1 号	市内全線
	県道高松長尾大内線	市内全線
	県道石田東志度線	さぬき市志度（志度IC～国道11号）
	県道三木津田線	さぬき市津田町津田（津田寒川IC～国道11号）
第 2 次 輸 送 確 保 路 線	県道高松志度線	高松市境～さぬき市志度（県道太田上町志度線交差点）
	県道太田上町志度線	さぬき市志度（県道高松志度線交差点～国道11号）
第 3 次 輸 送 確 保 路 線	国道 3 7 7 号	市内全線
	県道志度山川線	さぬき市志度～さぬき市多和

※ 防災機能強化港（津田港）から輸送確保路線への連絡経路は、第１次輸送確保路線と同等扱いとする

（２）港湾

- ① 防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）
- ② 連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

県が指定した防災機能強化港は、次の通りである。

【市内の防災機能強化港】

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
津田港	地方港湾	香川県	津田地区	→市道津田港臨港線支線→市道津田港臨港線→市道町内南北幹線→市道津田港臨港線→国道11号

(3) 空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

名 称	種別	管理者
高松空港	拠点空港（国管理空港）	高松空港事務所

2 道路交通管理体制の整備

道路管理者及び警察は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐震性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

3 民間事業者との連携

- (1) 市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。
- (2) 市及び県は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

- (1) 警察は、災害時における確認手続きの効率化を図り、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、事前届け出制度を行う。
- (2) 市及び県は、災害協定及び契約を締結している民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、自らも当該制度を積極的に利用するなど、その普及を図る。

【参考資料 2－8 災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）】

【参考資料 2－9 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）】

【参考資料 1 1－1 緊急通行車両の標章及び確認証明書】

【参考資料 1 1－2 緊急通行車両事前届出申請要領】

【参考資料 1 1－3 緊急輸送路図】

【参考資料 1 1－4 防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図】

第 2 2 節 避難体制整備計画

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確保、避難勧告基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

主な実施機関	市（総務課、地域情報課、秘書広報課、福祉総務課、長寿障害福祉課、子育て支援課、国保・健康課、介護保険課、教育委員会事務局）、県（危機管理課、教育委員会）
--------	--

1 指定緊急避難場所の指定

- （１）市は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難のため、災害の危険が及ばない場所又は施設を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、大規模な火事、内水氾濫、地震、津波等の異常な現象による災害の種類ごとに指定緊急避難場所として指定するものとする。
- （２）地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。
 - ① 災害が切迫した状況において、速やかに、住民等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
 - ② 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
 - ③ 指定緊急避難場所が上記の安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。
- （３）市は、市が管理する場所や施設以外の場所や施設を指定緊急避難場所として指定するときは、当該場所や施設の管理者の同意を得なければならないものとする。
- （４）指定緊急避難場所の指定を受けた場所や施設の管理者は、指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならないものとする。
- （５）市は、指定緊急避難場所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。
- （６）市が指定する指定緊急避難場所については、複数の異常な現象の種類を対象に指定することを可能とする。
- （７）市は、指定緊急避難場所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公示するものとする。

2 指定避難所の指定

- （１）市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合に被災者が一定期間滞在するために一定の生活環境が確保された避難所及び福祉避難所の確保を図るため、公共施設その他の施設を指定避難所として指定するものとする。
- （２）指定避難所の指定基準は次のとおりとする。
 - ① 被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。必要かつ適切な規模は、被災者の生活の場となることを考慮し、当該避難所での受け入れが見込まれる被災者の数

に対し、十分な面積を有すること。

- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
 - ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
 - ④ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。
 - ⑤ 専ら要介護高齢者や障害者等の要配慮者のための福祉避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制を有すること。
- (3) 市は、市が管理する施設以外の施設を指定避難所として指定するときは、当該施設の管理者の同意を得なければならないものとする。
- (4) 指定避難所の指定を受けた施設の管理者は、指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならないものとする。
- (5) 市は、指定避難所が指定基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すものとする。
- (6) 市が指定する指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができるものとする。
- (7) 市は、指定避難所を指定、廃止又は取り消したときは、県に報告するとともに、公示するものとする。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の整備等

- (1) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）の指定に当たり、既存の避難用の施設等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう施設の整備に努める。
- (2) 市は、避難所等において、必要に応じ次の資機材等の整備や防災行政無線等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。
- ① 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベット
 - ② 非常用電源
 - ③ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
 - ④ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備
- (3) 市は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

4 県有施設の活用

県は、市が行う避難所等に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が避難所等又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力する。

5 避難路の選定

市は、避難路については、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、複数ルート of 避難路を選定するものとし、既存の避難用の道路等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。

6 避難勧告基準等の策定

市は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所等の管理運営方法等を策定しておく。また、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要介護高齢者や障害者等の要配慮者などの特に避難行動に時間を要する者に対する避難支援として、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法等についても併せて策定に努めるものとする。

7 避難に関する広報

- (1) 市は、避難所等、避難路、避難方法、避難勧告又は指示及び避難準備情報の意味合い等について、避難所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌やハザードマップ等の配布、CATVやホームページの活用、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図る。
- (2) 市は、避難に関する情報の伝達方法については、多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難勧告又は指示及び避難準備情報については、安全安心コミュニティシステムや避難情報伝達システムによるメール配信を伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前にメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。
- (3) 市は、避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

8 避難計画の策定

市は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。

当該避難計画には、市が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定める。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

また、市は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を住民に周知する。

9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期する。

10 避難行動要支援者への対応

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の支援者の協力を得ながら、

平常時から、避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、支援者等との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定等避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。

1 1 帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1 2 児童生徒への対応

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

1 3 土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域や山地災害危険地区内に要介護高齢者や障害者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらに事項を記載したハザードマップ等の配布やその他の必要な措置を講じる。

市は、土砂災害に関する避難勧告等を発令した場合、防災行政無線、音声告知放送、CATV、安全安心コミュニティシステム、緊急速報メール、広報車、電話等により住民に情報伝達する。

1 4 河川災害対策

浸水想定区域内にあり、地域防災計画に名称等を定められた地下街等の所有者又は管理者は、地下空間等の特性を踏まえて洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、この計画を市に報告するとともに、公表し、災害時の避難に万全を期するものとする。

1 5 孤立地域への対応

市は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、自立のための備蓄等の対策を推進する。

【参考資料 2-17 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（津田高等学校）】

【参考資料 2-18 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（志度高等学校）】

【参考資料 2-19 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（石田高等学校）】

【参考資料 2-20 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（東部養護学校）】

【参考資料 2-21 非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ（徳島文理大学）】

【参考資料 2-22 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会）】

【参考資料 2-23 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（祐正福祉会）】

- 【参考資料 3－2 浸水想定区域図（津田川水系津田川）】
- 【参考資料 3－3 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）】
- 【参考資料 3－4 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設】
- 【参考資料 3－1 0 土砂災害警戒区域】
- 【参考資料 3－1 1 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設】
- 【参考資料 1 2－1 避難所一覧】
- 【参考資料 1 2－2 広域避難場所一覧】
- 【参考資料 1 2－3 避難勧告等の判断基準】

第 2 3 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

主な実施機関	市（総務課、水道課）、県（危機管理課、健康福祉総務課、経営支援課、農業生産流通課、水産課、水道局）、（公社）日本水道協会香川県支部
--------	---

1 食料の確保

- （１）市及び県は、食料について、食物アレルギーへの対応も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- （２）県は、米穀について、農林水産省の災害救助用米穀の供給制度を活用し、確保する。
- （３）市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 飲料水の確保

- （１）市及び県は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保等を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。
- （２）市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
- （３）市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

3 生活物資の確保

市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

4 住民による備蓄

(1) 食料等の備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料及び飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）を災害時に備え備蓄するように努める。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

(2) 住民に対する普及啓発

市は、広報誌、パンフレット等の配布、ホームページの活用等により、住民に対し、災害に備えた食料等の備蓄について、普及啓発を行う。

5 物資の集積拠点の指定

市は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定しておく。

【参考資料 2-10 災害時における救援物資提供に関する協定書(四国コカコーラボトリング)】

【参考資料 2-11 災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）】

【参考資料 2-12 災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）】

【参考資料 2-13 災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）】

【参考資料 10-1 災害対策用物資の備蓄状況】

【参考資料 10-2 生活必需物資等の調達方法】

【参考資料 10-3 緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）】

【参考資料 10-4 さぬき市水道局の保有する給水機器保有状況】

第24節 文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備等の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

主な実施機関	市（教育委員会事務局）、県（総務学事課、教育委員会）
--------	----------------------------

1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

（1）防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

（2）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定に努める。

（3）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

（4）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（5）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

2 文教施設・設備の点検、整備

市及び県は、文教施設、設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材の整備に努める。

3 文化財の保護

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制

を確立するとともに、火災報知器、消火栓、耐震性貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第25節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関	市（福祉総務課）、社会福祉協議会、県（県民活動・男女共同参画課、危機管理課、健康福祉総務課）、日本赤十字社香川県支部
--------	--

1 協力体制の確立

市及び県は、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部及びその他関係団体と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の啓発等

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、さぬき市社会福祉協議会、香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部及びその他関係団体との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

3 防災ボランティアの登録等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協議する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第26節 要配慮者対策計画

要介護高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対して、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

主な実施機関	市（総務課、市民課、福祉総務課、長寿障害福祉課、国保・健康課、子育て支援課、介護保険課、秘書広報課）、県（国際課、健康福祉総務課、長寿社会対策課、子育て支援課、障害福祉課、観光振興課、）、消防団、警察、消防本部、社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者
--------	---

1 社会福祉施設等入所者の対策

- （１）市及び県は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- （２）社会福祉施設等の管理者は、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - ① 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - ② 利用者及び従事者等に対して、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
 - ③ 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - ④ 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについて施設相互間の応援協力体制や市、県、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。

2 在宅の要配慮者の対策

- （１）市は、市内に居住する要介護高齢者や障害者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るため、円滑かつ迅速に避難できるための支援体制を整えておくため、避難行動要支援者避難支援計画を策定するものとする。
- （２）避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は次のとおりとする。
 - ① さぬき警察署
 - ② 大川広域消防本部
 - ③ さぬき市消防団
 - ④ 民生委員・児童委員
 - ⑤ さぬき市社会福祉協議会

- ⑥ 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
 - ⑦ 避難行動要支援者が居住している地域で当該避難行動要支援者に対する避難支援に必要と市長が認めた者
- (3) 市は、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成するものとする。
- (4) 市が作成する避難行動要支援者名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。
- ① 介護保険における要介護認定を受けており、要介護３～５の者
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が１級又は２級（総合等級）の第１種の者（ただし、心臓機能障害又はじん臓機能障害のみで該当する者を除く。）
 - ③ 療育手帳の交付を受けており、障害の程度が㊤又はＡ判定の者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が１級の者
 - ⑤ 生活支援を受けている難病患者
 - ⑥ 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者
- (5) 市は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の１０第３項の規定に基づき、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の状況を集約し、要介護状態区分や障害種別、支援区分などを把握するものとする。
- また、避難行動要支援者名簿の作成のため、市で把握していない情報の取得が必要と認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるものとする。
- (6) 市が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所又は居所
 - ⑤ 電話番号などの連絡先
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- (7) 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の状況の変化の把握に努め、名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つため次の措置を講じるものとする。
- ① 新たに市に転入してきた要介護高齢者、障害者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を速やかに避難行動要支援者名簿に追加するものとする。
 - ② 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所をしたことを把握した場合は、速やかに避難行動要支援者名簿から削除するものとする。
- (8) 市は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを実施するため、避難行動要支援者名簿を平

常時から避難支援等関係者に提供し、名簿情報を共有するものとする。

ただし、避難支援等関係者に提供する場合は、避難行動要支援者からの同意があった場合のみとする。なお、避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報もふくまれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する避難支援等関係者に限り提供するものとする。

- (9) 市は、大規模な災害等によって市の機能が著しく低下することも考慮し、避難行動要支援者名簿を電子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管するものとする。また、名簿情報を適正に管理するため、機密性に応じた情報の取得方法等を定めて各種の法令等を遵守し、適正な情報管理を行うこととする。
- (10) 避難行動要支援者名簿情報を事前に提供された避難支援等関係者は、災害対策基本法の規定により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者に関する情報が無用に共有、利用されないようにしなければならないものとする。なお、避難支援等関係者は、事前に提供された避難行動要支援者名簿の情報を施錠可能な場所に保管するとともに、必要以上の複製をしてはならないものとする。
- (11) 市は、避難支援等関係者の安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域全体での協議で取り決めた避難誘導や避難方法の計画を策定し、周知するものとする。
- (12) 市は、事前に提供した避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者と連携した避難訓練を実施するなど災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。
- (13) 市は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努める。
- (14) 市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも利用できる避難所、大きな字で見やすい標識板等の設置など高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

3 外国人の対策

- (1) 市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、避難所等の標示板等に外国語を併記するよう努める。
- (2) 市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等を作成、配布し、防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 市は、災害時にも外国人が円滑にコミュニケーションが図れるよう、県が確保を図る外国語通訳や翻訳ボランティアなどを把握しておく。

4 旅行者等の対策

市は、旅行者等土地に不慣れな者が、災害時に円滑な避難行動がとれるよう、関係機関等と連携し、体制の整備に努める。

5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、市、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難等の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

- 【参考資料 2－2 2 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（長尾福祉会）】
- 【参考資料 2－2 3 災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（祐正福祉会）】
- 【参考資料 3－2 浸水想定区域図（津田川水系津田川）】
- 【参考資料 3－3 浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）】
- 【参考資料 3－4 浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設】
- 【参考資料 3－1 0 土砂災害警戒区域】
- 【参考資料 3－1 1 土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設】
- 【参考資料 1 5－7 自主防災組織の現状】

第 2 7 節 防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

主な実施機関	市（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課、河川砂防課）、防災関係機関
--------	---

1 総合訓練

市及び県は、大規模な災害を想定して、防災関係機関、住民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得てその緊密な連携の下に、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。

- ① 情報の収集・伝達、災害広報
- ② 水防、消防、救出・救助
- ③ 避難誘導、避難所・救護所設置運営、応急医療、炊き出し
- ④ ライフライン応急復旧、道路啓開
- ⑤ 偵察、警戒区域の設定、警備、交通規制
- ⑥ 救援物資及び緊急物資輸送

2 災害対策本部設置運営訓練

市及び県は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

3 図上訓練

市及び県は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

4 水防訓練

市及び県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

5 消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定し訓練を行う。

6 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、避難行動要支援者への支援体制を考慮するものとする。

- (1) 市及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。

- (2) 市は、土石流危険渓流等土砂災害危険箇所において、自主防災組織や住民の協力を得ながら避難体制の確立を図るとともに避難訓練を行う。
- (3) 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7 非常通信連絡訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8 非常招集訓練

市、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10 土砂災害に対する防災訓練

市は、近年の土砂災害の実態を踏まえ、国、県、防災関係機関及び地域住民と一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11 自主防災組織等における訓練

住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、自主防災組織等は、市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導、避難所運営等の訓練を行う。

【参考資料 1－5 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱】

【参考資料 1－6 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱】

【参考資料 1－7 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1－8 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1－9 香川県防災対策基本条例】

【参考資料 15－7 自主防災組織の現状】

第 2 8 節 防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、職員に対して防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

主な実施機関	市（総務課、秘書広報課、地域情報課、教育委員会事務局）、消防本部、県（総務学事課、危機管理課、河川砂防課、教育委員会）、防災関係機関
--------	--

1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の要配慮者を助けること、避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

2 職員に対する防災研修

市、県及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力等を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ① 災害に関する基礎知識、市域における災害発生状況
- ② 地域防災計画等の概要
- ③ 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- ④ その他災害対策上必要な事項

3 住民に対する普及啓発

市及び県は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間をはじめとした防災関連行事等を通じ、広報誌、パンフレット等の配布、CATV、ホームページ、ラジオ、テレビ、新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。また、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、

その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

- ① 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ② 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ③ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ④ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ⑤ 避難勧告・避難指示の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ⑥ 避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
- ⑦ 3日分程度の食料、飲料水の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ等）の準備
- ⑧ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ⑨ 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- ⑩ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ⑪ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ⑫ 被災体験の伝承

被災体験を被災者だけにとどめず、住民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。

4 学校における防災教育

（1）児童生徒等に対する防災教育

各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

（2）教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

5 防災上重要な施設の管理者等に対する啓発

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

6 事業所における防災の促進

市及び県は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において事業者が的確な判断に基づき行動でき

るよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進める。

また、事業所の防災に係る取組の積極的評価等により、事業所の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

7 災害情報の提供等

市及び県は、災害状況を記録し、及び公表する。

市は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知する。

県は、市の上記施策の実施を支援する。

8 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

【参考資料 1－6 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱】

【参考資料 1－7 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1－8 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1－9 香川県防災対策基本条例】

【参考資料 15－7 自主防災組織の現状】

第 2 9 節 自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となるので、住民、事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めるとともに、消防団の活性化を図る。

主な実施機関	市（総務課）、消防団、自主防災組織、県（危機管理課）
--------	----------------------------

1 住民の自主防災組織

（１） 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

住民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

市は、県の支援を受け、住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進に必要な助成や自主防災組織のリーダーの研修に努める。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

（２） 自主防災組織の編成は、次により行う。

- ① 既存の町内会、自治会等をはじめ各種防火団体、婦人団体、青年団体等を活用して編成する。
- ② 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。
また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- ③ 土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

（３） 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努める。

1) 平常時の活動

- ① 平常時の備え及び災害時の的確な行動に関する防災知識の普及
 - （ア） 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - （イ） 災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等の確認
 - （ウ） 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発表等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議
 - （エ） 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知
 - （オ） 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
 - （カ） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準の作成及び周知
 - （キ） 住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
- ② 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施

- ③ 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- ④ 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- ⑤ 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握

2) 災害時の活動

- ① 出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集・伝達
- ② 集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- ③ 救出・救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

2 事業所等の自衛消防組織等

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努める。

事業所等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

3 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

【参考資料 1－5 さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱】

【参考資料 1－6 さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱】

【参考資料 1－7 さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1－8 さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱】

【参考資料 1－9 香川県防災対策基本条例】

【参考資料 6－2 消防団現勢】

【参考資料 15－7 自主防災組織の現状】

第30節 愛玩動物の保護計画

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難同伴してくることが予想される。

市及び県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育養に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

主な実施機関	市（生活環境課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、香川県獣医師会、動物愛護団体
--------	--

1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

県は、災害時に特定動物に関する情報の収集や発信を実施し、関係機関等と連携しながら、当該動物に係る危害発生の防止体制を整備する。

3 避難所における動物の適正飼養対策

市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。

市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

4 被災動物救護活動

県は、香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、県は、市を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

第30節 帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

主な実施機関	市（総務課、商工観光課）、県（危機管理課、観光振興課）
--------	-----------------------------

1 住民への啓発

市及び県は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

2 事業所等への啓発

市及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

3 避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

4 情報提供体制の整備

市及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備する。

5 安否確認の支援

市及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図る。

6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

7 帰宅困難となる観光客等への対策

（1）県及び市町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシ避難誘導

標識などにより、避難対象地域、避難場所等についての広報を行うよう努めるものとする。

- (2) 市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する手段などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図る。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討する。

県は、市の上記施策の実施を支援するものとする。

- (3) 市及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。